

# 第 21 回

# 住宅市街地整備推進協議会全国会議

日程 平成 23 年 6 月 23 日(木) 14:00~17:40 会場 神戸学院大学ポートアイランドキャンパス B 号館2階 B212・B213 (神戸市中央区港島1丁目1-3)

住宅市街地整備推進協議会開催地:神戸市

# 目 次

1	会議次第・現地研修会スケジュール	資料 1
2	来賓•出席者名簿	資料2
	議題 (1) 平成22年度事業報告 (2) 平成22年度会計報告・監査報告 (3) 平成23年度事業計画案及び予算案 (4) 協議会規約改正案 (5) 平成23年度役員選出案 (6) 平成24年度要望事項等 講演および連絡事項	資料3
	「震災と建築・住宅関係の支援策から」 「住生活基本計画の見直しに伴う 密集市街地整備に関する今後の方針」 国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室	資料5
	事例発表1 「南国市における津波対策の取り組み 」 高知県南国市 危機管理課	資料6
	事例発表2 「奥尻島津波災害からの復興」 地方独立行政法人 北海道総合研究機構 建築研究本部 北方建築総合研究所	資料7
	事例発表3 「東日本大震災における都市再生機構の取組」 独立行政法人 都市再生機構 都市再生企画部 全国まちづくりチーム	資料8
	事例発表4 「木造住宅の耐震改修をどの様にのばすのか? (愛知県の取り組みから)」 愛知県建設部建築担当局住宅計画課	資料9
9	その他 「神戸市における密集市街地再生方針について」	資料10 資料11

神戸市

現地研修会(平成23年6月24日)について

第 21 回住宅市街地整備推進協議会 全国会議

# 第 21 回住宅市街地整備推進協議会全国会議 会議次第 現地研修会スケジュール

### 第21回住宅市街地整備推進協議会全国会議 会議次第

日時: 平成 23 年 6 月 23 日(木) 14:00~17:40 会場: 神戸学院大学ポートアイランドキャンパス

1 開 会(14:00)

2 開催地挨拶 神戸市 都市計画総局 局長 井澤 元博

カボスルまね\*\*\* 大阪市 都市整備局まちづくり事業部

国土交通省 住宅局

課長 富川 薫

3 協議会代表挨拶

住環境整備課

工加工、工工加工 室長 真鍋 純

4 来賓挨拶

市街地建築課 市街地住宅整備室

(14:20~15:10)

5 議題

(1) 平成22年度事業報告

- (2) 平成22年度 会計報告・監查報告
- (3) 平成23年度事業計画および予算
- (4) 協議会規約改正案
- (5) 平成23年度役員選出
- (6) 平成24年度要望事項等

~ 休 憩 ~ (15:10~15:20)

6 研究会

 $(15:20 \sim 17:20)$ 

(1)講演および連絡事項

「震災と建築・住宅関係の支援策から」

「住生活基本計画の見直しに伴う

室長 真鍋 純

密集市街地整備に関する今後の方針」

係長 清水 崇宏

国土交诵省 住宅局

市街地建築課 市街地住宅整備室

(2)事例発表

①「南国市における津波対策の取り組み」 高知県南国市 危機管理課 危機管理課長 西原 三登

②「奥尻島津波災害からの復興」

地方独立行政法人 北海道立総合研究機構

建築研究本部 北方建築総合研究所

性能評価課長 南 慎一

③「東日本大震災における都市再生機構の取組」

独立行政法人 都市再生機構

橋本 大和

都市再生企画部 全国まちづくりチーム ④ 「木造住宅の耐震改修をどの様にのばすのか?

(愛知県の取り組みから)」

宇佐美 秋緒

神戸市

愛知県建設部建築担当局住宅計画課

フ その他

(17:20**~**17:40)

課長補佐

「神戸市における密集市街地再生方針について」

現地研修会について

8 閉 会(17:40)

1- 1

第 21 回住宅市街地整備推進協議会全国会議 現地研修会スケジュール

日時 平成 23 年 6 月 24 日(金)9:00~12:00

研修場所 浜山地区【土地区画整理事業、住宅市街地総合整備事業(密集市街地整備型)合併施行】

新長田地区【市街地再開発事業、住宅市街地総合整備事業(拠点開発型、密集市街地住宅整備型)、街なみ環境整備事業】 KOBE 鉄人プロジェクト(鉄人28号、KOBE 三国志ガーデン) 神戸市立地域人材支援センター(ふたば小学校旧校舎の活用)

行程 集合 (神戸市役所3号館前) 9:00

出発 9:15

視察 9:30~12:00

解散 12:00

※視察については、現地受け入れの都合上、3台に分乗して行います。

1号車・2号車		3号車	
9:30ごろ	浜山地区到着	9:40ごろ	神戸市立地域人材
	(現地視察)		支援センター到着(説明)
10:20	浜山地区出発	10:10ごろ	新長田地区再開発事業
	(バス移動)		(現地視察)
10:30ごろ	神戸市立地域人材支援	10:20ごろ	KOBE 鉄人プロジェクト
	センター到着(説明)		(三国志ガーデン)
11:10ごろ	新長田地区再開発事業	10:45ごろ	新長田地区出発
	(現地視察)		(バス移動)
11:30ごろ	KOBE 鉄人プロジェクト	10:55ごろ	浜山地区到着
	(三国志ガーデン、鉄人28		(現地視察)
	号)(現地視察)	11:40ごろ	浜山地区出発
			(バス移動)
		11:50ごろ	KOBE 鉄人プロジェクト
			(鉄人28号)(現地視察)
12:00ごろ	解散(JR 新長田)	12:00ごろ	解散(JR 新長田)

注意:トイレは新長田地区にあります。浜<u>山地区には利用できるトイレがありま</u>せんのでご注意ください。

第 21 回住宅市街地整備推進協議会 全国会議

# 第21回住宅市街地整備推進協議会全国会議

(平成 23 年 6 月 23 日~24 日 神戸市)

来賓•出席者名簿

### (来賓)

団 体 名	所 属	職名	氏 名	会議 (6/23)	現地 研修会 (6/24)	バス 乗車 番号
国土交通省住宅局	市街地建築課 市街地住宅整備室	室長	真鍋 純	0	×	×
国土交通省住宅局	市街地建築課 市街地住宅整備室	係長	清水 崇宏	0	0	1号
国土交通省 北海道開発局	事業振興部 都市住宅課	都市住宅課長	傳法谷 眞光	0	0	1号
国土交通省 関東地方整備局	建政部 住宅整備課	課長	河合 麦	0	×	×
国土交通省 中部地方整備局	建政部 住宅整備課	住宅整備課長	宮森 剛	×	0	1号
国土交通省 近畿地方整備局	建政部 住宅整備課	住宅調整官	小山 宏	0	0	1号
国土交通省 四国地方整備局	建政部都市·住宅整備課	係長	八木 徹二	0	0	1号
国土交通省 九州地方整備局	建政部	特定市街地事業対策官	野﨑 明宏	0	0	1号

### (国土交通省)

団 体 名	所 属	職名	氏 名	会議 (6/23)	現地 研修会 (6/24)	バス 乗車 番号
国土交通省 関東地方整備局	建政部 住宅整備課	係長	森 芳徳	0	0	1号
国土交通省 近畿地方整備局	建政部 住宅整備課	課長補佐	田中 春唯	0	0	1号

### (研修会講師)

団 体 名	所 属	職名	氏 名	会議 (6/23)	現地 研修会 (6/24)	バス 乗車 番号
	建築研究本部 北方建築総合研究所 総務部	性能評価課長	南 慎一	*	×	×
南国市役所	危機管理課	危機管理課長	西原 三登	*	×	×

### ★:事例発表

### (北海道・東北ブロック)

団 体 名	所 属	職名	氏 名	会議 (6/23)	現地 研修会 (6/24)	バス 乗車 番号
北海道	建設部 住宅局 住宅課	主任	林 真司	0	0	1号
秋田県	建築住宅課	副主幹	亀山 敏則	0	0	1号
福島県	建築指導課	主任建築技師	佐久間 信之	0	0	1号

(関東・甲信ブロック)

団 体 名	所 属	職名	氏 名	会議 (6/23)	現地 研修会 (6/24)	バス 乗車 番号
茨城県	土木部 都市局 建築指導課	技佐	佐藤 昭市	0	0	1号
群馬県	建築住宅課	主任	小暮 視津夫	0	0	1号
埼玉県	都市整備部 市街地整備課	主査	宮澤 聡明	0	0	1号
さいたま市	まちづくり総務課	係長	射手矢 竜好	0	0	1号
千葉県	県土整備部 都市整備局 住宅課	主査	高田 礼子	0	0	1号
千葉市	住宅政策課	主査	山路 明	0	0	1号
東京都	都市整備局 市街地整備部 防災都市づくり課	主任	竹之下 真也	0	0	1号
財団法人東京都防災・ 建築まちづくりセンター	まちづくり推進課	担当課長	井上 裕	0	0	1号
新宿区	都市計画部 地域整備課	主事	池田 太郎	0	0	1号
台東区	都市づくり部 住宅課	係長	番場 昭	0	0	1号
台東区	都市づくり部 地区整備課	担当係長	伊藤 勝俊	0	0	1号
台東区	都市づくり部 地区整備課	主査	高田 秀司	0	0	1号
品川区	防災まちづくり事業部 防災課		落合 純也	0	0	1号
荒川区	都市整備部 住環境整備課	係長	茂手木 瑞紀	0	0	1号
練馬区	環境まちづくり事業本部 都市整備部 東部地域まちづくり課	主事	小山 大二郎	0	0	1号
足立区	都市建設部	係長	今井 信晃	0	0	1号
足立区	都市建設部	主事	茂木 真由美	0	0	1号
足立区	都市建設部	主任主事	中村 知子	0	0	1号
調布市	都市整備部 街づくり事業課	技師	山本 陽一	0	0	1号
調布市	都市整備部 街づくり事業課	主任	白石 健一	0	0	1号
神奈川県	県土整備局 環境共生都市部 都市整備課	副技幹	倉地 太	0	0	1号
川崎市	まちづくり局 市街地開発部 市街地整備推進課	技術職員	笹川 真希	0	0	1号
相模原市	当麻地区拠点整備事務所	参事(兼)所長	伊藤 和雄	0	0	1号
長野県	建設部 都市計画課	主査	三好 由美子	0	0	1号

(東海・北陸ブロック)

団 体 名	所 属	職名	氏 名	会議 (6/23)	現地 研修会 (6/24)	バス 乗車 番号
新潟県	土木部 都市局 建築住宅課	主任	須田 真奈	0	×	×
富山県	土木部 建築住宅課	主任	長谷 恵一	0	0	3号
石川県	土木部 建築住宅課	技師	平田 圭亮	0	0	3号
福井県	土木部 建築住宅課	企画主査	小寺 一樹	0	0	3号
浜松市	都市計画部 都市開発課	主任	高柳 岳洋	0	0	3号
愛知県	建設部 建築担当局 住宅計画課	主幹	塩崎 康弘	0	0	3号
愛知県	建設部 建築担当局 住宅計画課	課長補佐	宇佐美 秋緒	*	0	3号
愛知県	建設部 建築担当局 住宅計画課	主査	大野 智聡	0	×	×
愛知県 住宅供給公社	総務課	課長代理	熊谷 量幸	0	0	3号
名古屋市	住宅都市局 市街地整備部 市街地整備課	主事	鵜飼 圭太	0	0	3号
名古屋市 住宅供給公社	事業部事業課	上席主任	塚原 卜典	0	×	×
犬山市	都市整備部	部長	河村 清	0	0	3号
犬山市	都市整備部 都市計画建築課	課長補佐	髙木 衛	0	0	3号
三重県	県土整備部 住宅室	主査	風呂 晃行	0	0	3号
三重県	県土整備部 住宅室	技師	上井 淳	0	0	3号

★:事例発表

### (近畿ブロック)

団 体 名	所 属	職名	氏 名	会議 (6/23)	現地 研修会 (6/24)	バス 乗車 番号
滋賀県	土木交通部 住宅課	主査	長岡 雄一	0	0	3号
京都府	建設交通部 住宅課	技師	水野 志織	0	0	3号
京都市	都市計画局 住宅室 すまいまちづくり課	担当係長	朝倉 啓仁	0	0	3号
京都市	都市計画局 住宅室 すまいまちづくり課	係員	種田 邦明	×	0	3号
大阪府	住宅まちづくり部 居住企画課	副主査	井阪 環	0	0	3号
大阪府	住宅まちづくり部 居住企画課	主査	谷崎 義人	0	×	×
財団法人大阪府都市 整備推進センター	まちづくり支援室	参与	岡本 政生	0	0	3号
大阪市 住宅供給公社	企画部 企画事業課	係員	宇野 剛司	0	×	×
大阪市	都市整備局 まちづくり事業部 住環境整備課	課長	富川 薫	0	×	×
大阪市	都市整備局 まちづくり事業部 住環境整備課	担当係長	吉村 敏裕	0	0	3号
堺市	都市整備推進課		雑賀 崇	0	0	3号
東大阪市	建築部 住宅政策課	主任	飯塚 英明	0	0	3号
吹田市	都市整備室	主査	朝井 豊	0	0	3号
守口市	都市計画課	課長	高島 修	0	0	3号
兵庫県	県土整備部 まちづくり局 市街地整備課	職員	川口 雅枝	0	0	3号
兵庫県	県土整備部 まちづくり局 市街地整備課	職員	上野 高寛	0	0	3号
奈良県	土木部 まちづくり推進局 住宅課	主査	津田 泰正	0	0	3号
奈良県	土木部 まちづくり推進局 地域デザイン推進課	主任主事	倉光 泰樹	0	×	×
橿原市	教育総務部 今井町並保存整備事務所	所長	田原 勝則	0	0	3号
和歌山県	都市政策課	主査	湯川 和俊	0	×	×

### (中国・四国ブロック)

団 体 名	所 属	職名	氏 名	会議 (6/23)	現地 研修会 (6/24)	バス 乗車 番号
岡山県	土木部 都市局 住宅課	主任	国安 一也	0	0	3号
鳥取県	景観まちづくり課	副主幹	田貝 靖子	0	0	3号
広島県	都市局 住宅課	主査	井伏 克則	0	0	3号
島根県	土木部 建築住宅課	主任	吾郷 雅彦	0	0	3号
島根県	土木部 建築住宅課	主任技師	佐々木 良太	0	0	3号
徳島県	県土整備部 住宅課	主任	板東 知子	0	0	3号
愛媛県	土木部 道路都市局 建築住宅課	主任	山本 政司	0	0	3号
高知県	土木部 住宅課	整備指導チーフ	澤田 一樹	0	0	3号
高知市	都市建設部 市街地整備課	担当主幹	水口 晃	0	0	3号

### (九州ブロック)

団 体 名	所 属	職名	氏 名	会議 (6/23)	現地 研修会 (6/24)	バス 乗車 番号
福岡県	建築都市部 住宅計画課 住環境整備係	主任技師	藤野 健太郎	0	0	2号
福岡県 住宅供給公社	建設計画課	参事	古賀 誠	0	0	2号
北九州市	建築都市局 整備部 再開発課	事業係長	森永 修一	0	0	2号
北九州市	建築都市局 整備部 再開発課	係長	満 忠之	0	0	2号
北九州市	建築都市局 整備部 再開発課	職員	有田 恵美	0	0	2号
福岡市	住宅都市局 総務部 企画·耐震推進課	住環境整備係長	福原 正夫	0	0	2号
福岡市	住宅都市局 総務部 企画·耐震推進課	企画·耐震推進係員	河北 翔	0	0	2号
長崎市	まちづくり推進室	主査	玉川 雅博	0	0	2号
熊本市	熊本駅周辺 整備事務所	主査	東野 洋尚	0	0	2号
熊本市	熊本駅周辺 整備事務所	主査	牧野 真次	0	0	2号
大分県	景観まちづくり室	主任	河野 大祐	0	0	2号
大分県	景観まちづくり室	主任	奥村 陽平	0	0	2号
別府市	建設部 都市政策課		三宅 洋行	0	0	2号
鹿児島県	土木部 建築課 住宅政策室	建築技師	上之園 賢一	0	0	2号
沖縄県	土木建築部 住宅課	主任技師	知念 秀起	0	0	2号
沖縄県	土木建築部 住宅課	技師	米盛 琴絵	0	0	2号

### (その他)

	体 名	所属	氏 名	会議 (6/23)	現地 研修会 (6/24)	バス 乗車 番号
独立法人 都市再生機構	東日本支社	都市再生業務部 市街地整備チーム	村上 修一	0	0	2号
独立法人 都市再生機構	東京都心支社	都市再生業務部 市街地整備チーム 主査	杉田 典夫	0	0	2号
独立法人 都市再生機構	東京都心支社	都市再生業務部 市街地整備チーム 主査	桜井 崇之	0	0	2号
独立法人 都市再生機構	千葉地域支社	都市再生業務部 市街地整備チーム 主幹	大坂 知義	0	0	2号
独立法人 都市再生機構	神奈川地域支社	都市再生業務部 市街地整備チーム 主幹	田邊 昭	0	0	2号
独立法人 都市再生機構	埼玉地域支社	都市再生業務部 市街地整備チーム 主査	伯耆 大介	0	0	2号
独立法人 都市再生機構	埼玉地域支社	都市再生業務部 市街地整備チーム 主査	児平 亜由子	0	0	2号
独立法人 都市再生機構	中部支社	都市再生業務部 市街地整備チーム 主幹	黒田 茂	0	0	2号
独立法人 都市再生機構	西日本支社	都市再生業務部 市街地整備チーム 主幹	松井 正文	0	0	2号
独立法人 都市再生機構	西日本支社	都市再生業務部 密集市街地整備チーム	井ノ上 真太郎	0	0	2号
独立法人 都市再生機構	九州支社	都市再生業務部 市街地整備チーム 主幹	小島 和紀	0	0	2号
独立法人 都市再生機構	九州支社	都市再生業務部 市街地整備チーム 主査	杉 勝智	0	0	2号
独立法人 都市再生機構		都市再生業務部 市街地整備チーム 主幹	冨田 昌志	0	0	2号
独立法人 都市再生機構		都市再生業務部 市街地整備チーム 主査	船山 良幸	0	0	2号
独立法人 都市再生機構		都市再生業務部 市街地整備チーム 主査	福島 秀幸	0	0	2号
独立法人 都市再生機構		都市再生企画部 都市再生推進第2チーム	橋本 大和	*	×	×
独立法人 住宅金融支援機構		まちづくり推進部 グループ長	澤田 康之	0	0	2号

★ 事例発表

### (開催市)

団 体 名	所 属	職名	氏 名	会議 (6/23)	現地 研修会 (6/24)	バス 乗車 番号
神戸市	都市計画総局	局長	井澤 元博	0	×	×
神戸市	都市計画総局	参与	宮崎 辰夫	0	×	×
神戸市	都市計画総局	計画部長	鳥居 聡	0	×	×
神戸市	都市計画総局	住宅部長	遠藤 卓男	0	×	×
神戸市	都市計画総局	参事	岩橋 哲哉	0	×	×
神戸市	都市計画総局	参事	茗荷 修	0	×	×
神戸市	都市計画総局 市街地整備部	市街地整備課長	上原 一仁	0	×	×
神戸市	都市計画総局 住宅部	住宅政策課長	中原 信	0	×	×
神戸市	都市計画総局 計画部	主幹	谷中 俊宣	0	0	3号
神戸市	都市計画総局 計画部 まち再生推進課	主査	樋口 裕	0	0	1号
神戸市	都市計画総局 計画部 まち再生推進課	主査	小渕 康宏	0	×	×
神戸市	都市計画総局 計画部 まち再生推進課	主査	伊賀 正師	0	0	2号
神戸市	都市計画総局 計画部 まち再生推進課	担当	上畑 宏喜	0	0	×
神戸市	都市計画総局 計画部 まち再生推進課	担当	富本 理絵子	0	0	3号
神戸市	都市計画総局 住宅部	住宅政策課	海原 美奈子	0	0	×
神戸市	都市計画総局 住宅部	住宅政策課	西郷 ゆい	×	0	1号

### 第 21 回住宅市街地整備推進協議会 全国会議

# 議 題

(1)	平成 22 年度事業報告	 3-1
(2)	平成 22 年度会計報告・監査報告	 3-2
(3)	平成 23 年度事業計画案及び予算案	 3-4
(4)	協議会規約改正案	 3-6
(5)	平成 23 年度役員選出案	 3-11
(6)	平成 24 年度要望事項等	 3-12

### 平成 22 年度住宅市街地整備推進協議会事業報告

### 1 幹事会議の開催

第1回 平成22年 5月17日(月) 於 国土交通省住宅局局議室 〈内容〉 協議会活動に関するアンケートの結果について 第20回全国会議議題について

第2回 平成23年 1月21日(金) 於 TKP東京駅前日本橋ビジネスセンター

《内容》 ①平成23年度政府予算原案内示内容の説明、「住宅市街地の安 心・安全対策について」の説明

- ②平成22年度協議会活動について
- ③平成22年度以降の協議会活動について

#### 2 第20回住宅市街地整備推進協議会全国会議の開催

平成 22 年 6 月 17 日 (木)、18 日 (金) 於 福岡県北九州市 〈内容〉 ① 平成 22 年度予算内容、事業計画等の説明

② 住市総等事業地区事例研究等

#### 3 住宅市街地整備研修会

(東京会場のみ開催)

平成22年7月12日(木)、13日(金) 於 日本教育会館

#### 4 ブロック活動

- ・九州ブロック担当者会議 平成 22 年 10 月 28 日 (木) ~29 日 (金)
- ・中国・四国ブロック会議 平成 22 年 10 月 29 日 (金)
- ・東海・北陸ブロック会議 平成23年2月7日(月)

### 5 住市協ホームページ改善作業

3月7日(月)事務局より各ブロック幹事へ、事例・トピックの提供のお願いを送付。 対して、9団体29地区の事例・トピックのご提供。

以上

議題 2

### 住宅市街地整備推進協議会 平成 22 年度会計報告書·監査報告書

	項目	金 名	Ą	摘 要
ılız.	前年度繰越金	6, 410,	654円	平成22年4月末日時点。
収   入	年会費	2, 628,	000円	
0	預金利息	1,	557円	
部	前年度予備費取崩	182,	000円	平成 21 年度未納入の年会費・書籍代受入
	収入 計	9, 222,	211円	
	会議費	124,	160円	会場使用料、幹事会議等飲物費等
	全国会議費※1	1, 317,	460円	開催費(会場費、資料印刷費等)※1
支	研修会負担金	883,	000円	住宅市街地整備研修会に係る負担金
出	通信費	30,	635円	郵送費用、振込手数料
の	庶務業務委託費	348,	695円	ホームページの維持管理費
部	予備費	22,	000円	書籍代金の未収分
	支 出 計	2, 725,	950円	
次年度繰越金		6, 496,	261円	

※1:別紙4「第20回住宅市街地整備推進協議会全国会議収支報告」参照

※2:書籍購入代金については、預り金であるため予算計上していない。

### 次年度繰越金の内訳

預金 6, 496, 261円

みずほ銀行 九段支店 普通預金 No. 2092447 住宅市街地整備推進協議会 6,496,261 円

平成23年4月30日、上記のとおり会計報告致します。

事務局 独立行政法人都市再生機構 都市再生業務部市街地整備チームリーダー



平成23年4月30日、上記について監査の結果、適正であることを報告致します。

監 査 川崎市 まちづくり局市街地開発部市街地整備推進課長 嵯峨野 牙



監 査 兵庫県 県土整備部まちづくり局市街地整備課長 藤原

第20回住宅市街地整備推進協議会 全国会議 収支報告(北九州市報告)

	項 目	金額	適用
	参加費	168,000円	@ 2 , 0 0 0 円×84 人分
収入	協議会負担金	1,317,460円	住宅市街地整備推進協議会予算より支出
の部	利息	0 円	
	収入計	1,485,460円	
支	会議費	1,338,460円	会場使用料、テキスト印刷代等
支出の部	現地研修会費	147,000円	大型バス貸切料金
部	支出計	1,485,460円	

平成 23 年 1 月 21 日開催の平成 22 年度第 2 回幹事会議において、北九州市(事務局)より報告され、確認している。

# 平成 23 年度 住宅市街地整備推進協議会事業計画 (案)

会議名称等	内容	時 期 等
ブロック会議	<ul><li>・平成23年度幹事の選出</li><li>・平成24年度政府予算に対する各ブロックの要望について集約</li></ul>	~5月
幹事会議	<ul> <li>・平成22年度事業報告・決算報告</li> <li>・平成23年度事業計画案・予算案</li> <li>・平成24年度要望事項等</li> <li>・意見交換</li> <li>・平成24年度政府予算に係る説明</li> </ul>	<ul><li>【第1回幹事会】</li><li>6月3日</li><li>於:TKP東京駅前日本橋 ビジネスセンター</li></ul>
	・平成 23 年度活動状況報告 ・意見交換	【第2回幹事会】
全国会議	<ul> <li>・平成22年度事業報告・決算報告</li> <li>・平成23年度事業計画案・予算案</li> <li>・平成23年度役員選出</li> <li>・平成24年度要望事項等</li> <li>・研究会・その他</li> </ul>	6月23日~24日 於:神戸市 神戸学院大学 ポートアイランドキャンパス
住宅市街地整備研修	<ul><li>・国土交通省市街地住宅整備室から住市総等制度に係る</li><li>平成23年度制度改正点等の説明 等</li><li>・事業実施事例報告</li></ul>	7月12日~13日 於:東京都千代田区 「日本教育会館」
ブロック活動	・ブロック部会活動	
ホームページ運営	・ホームページの更新	
その他	• 名簿作成	

### 平成23年度住宅市街地整備推進協議会予算(案)

区分	経費項目		予	算 額	備 考
	繰越	金		6,496,261円	
	似	会 費		2,272,000円	
ЧΣ	(内 訳)	地方公共団体等		2,112,000円	【内訳】 ・20,000×104 団体 ・8,000×4 団体 ・規約第 15 条第 4 項による会費免除団体 21 団体( ) ・同条第 5 項による会費免除団体 6 団体
		住宅金融支援機構		80,000円	
入		都市再生機構		80,000円	
	その他収入			42,000円	平成 22 年度未収金
	計			8,810,261円	
支	会議費			1,200,000円	【内訳】  ・北海道東北 200,000円  ・関東甲信 200,000円  ・東海北陸 200,000円  ・近畿 200,000円  ・中国四国 200,000円  ・九州 200,000円
	全国	会議開催費		2,000,000円	
	研修	会負担金		1,000,000円	住宅市街地整備研修会
出出	印刷・通信費 事務費			100,000円	
Ш				1,000,000円	【内訳】 ・庶務作業委託 ・H P維持管理
	予備	費		3,510,261 円	
		計		8,810,261円	

規約第15条第4項に基づき、東日本大震災における被災地に対する会費免除を実施する。

対象:北海道·東北ブロック全域及び平成23年5月2日付「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令」の特定被災地方公共団体を含む県内の会員(北海道、札幌市、青森県、岩手県、宮城県、仙台市、秋田県、山形県、福島県、茨城県、水戸市、神栖市、栃木県、足利市、千葉県、千葉市、浦安市、大多喜町、長野県、新潟県、新潟県住宅供給公社の21団体)

【参考】 住宅市街地の整備に関係する公益法人等については、以下の 、 いずれかに該当する場合は会費を無料とする。また、市町村については、 かつ に該当する場合は年会費を金8,000円とする。

母体の地方公共団体が会員である。

すまいづくりまちづくりセンタ - 連絡協議会に参加している。

街なみ事業部会の構成員であって他の部会の構成員ではない協議会会員。

人口が5万人未満である。

### 住宅市街地整備推進協議会規約の改正案について

### 甚大な災害を受けた会員に対する年会費等の取扱い

- ・ 東日本大震災の直接的な被害を受けた会員及び近隣で協力を行う北海道・東北ブロックの会員に対して、平成23年度年会費等を徴収しないこととしたい。
- ・ 改正にあたっては、今後、起こりうる災害にも弾力的に対応できることとする。

### ○ 協議会規約第15条

改正前	改正後
(運営費)	(運営費)
第 15 条 協議会の予算は事業計画の中で定め、年会	第 15 条 協議会の予算は事業計画の中で定め、年会
費及び会議分担金等により運営する。	費及び会議分担金等により運営する。
2 会員が負担する年会費は金20,000円とする。ただ	2 会員が負担する年会費は金20,000円とする。ただ
し、独立行政法人住宅金融支援機構及び都市機構	し、独立行政法人住宅金融支援機構及び都市機構
は、金80,000円とする。	は、金80,000円とする。
3 前項の規定にかかわらず、部会の要綱で特に定め	3 前項の規定にかかわらず、部会の要綱で特に定め
た会員については年会費を減額することができる。	た会員については年会費を減額することができる。
4 前二項の規定にかかわらず、住宅市街地の整備に	4 前二項の規定にかかわらず、住宅市街地の整備に
関係する公益法人等は、次に掲げる事項のいずれか	関係する甚大な災害に被災した会員については年会
に該当する場合は年会費を免除する。	費を免除することができる。
一 母体の地方公共団体が協議会の会員である。	5 前三項の規定にかかわらず、住宅市街地の整備に
二 すまいづくりまちづくりセンター連絡協議会に参	関係する公益法人等は、次に掲げる事項のいずれか
加している。	に該当する場合は年会費を免除する。
	一 母体の地方公共団体が協議会の会員である。
	二 すまいづくりまちづくりセンター連絡協議会に参
	加している。

#### 住宅市街地整備推進協議会規約(案)

(名称)

第1条 本会は、住宅市街地整備推進協議会(以下、「協議会」という。)という。

(目的)

第2条 協議会は、住宅市街地における美しい景観形成、安全で快適な居住環境の創出、都市機能の 更新又は良質な市街地住宅の供給等を推進するために設けられた住宅市街地総合整備事業、優良建 築物等整備事業、街なみ環境整備事業、市街地再開発事業、防災街区整備事業等(これらに係るま ちづくり交付金及び地域住宅交付金による事業を含み、以下、「住宅市街地総合整備事業等」とい う。)の的確かつ効果的な展開を図るため、関係団体相互の連絡提携を密にし、もって良質な住宅市 街地の整備に寄与することを目的とする。

#### (事業)

- 第3条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
  - 一 住宅市街地総合整備事業等に関する意見及び情報の交換。
  - 二 住宅市街地総合整備事業等の資料の収集。
  - 三 住宅市街地総合整備事業等を促進するための関係機関との連絡及び折衝。
  - 四 住宅市街地総合整備事業等に関する研修会等の開催。
  - 五 住宅市街地の整備に関する調査研究。
  - 六 前各号に定めるもののほか必要と認める事業。

(構成)

第4条 協議会は、都道府県、政令指定都市、独立行政法人住宅金融支援機構及び独立行政法人都市 再生機構(以下「都市機構」という。)並びに住宅市街地総合整備事業等に関係する特別区、市町村、 地方住宅供給公社及び住宅市街地の整備に関係する公益法人等(以下「会員」という。)をもって構 成する。

(組織)

第5条協議会に、協議会代表、協議会副代表、幹事、事務局及び監査を置く。

(ブロック)

第5条の2 協議会に、次のブロックを置く。

北海道・東北ブロック

関東・甲信ブロック

東海・北陸ブロック

近畿ブロック

中国・四国ブロック

九州ブロック

#### (協議会代表)

- 第6条 協議会代表は、協議会を総括する。
- 2 協議会代表は、定数を1とし、全国会議において会員の中より選出する。
- 3 協議会代表の任期は3年とする。

#### (協議会副代表)

- 第6条の2 協議会副代表は、協議会代表を補佐する。
- 2 協議会副代表は、定数を3とし、全国会議において会員の中より選出する。
- 3 協議会副代表の任期は1年とする。

#### (幹事及び事務局)

- 第7条 幹事は、ブロックごとに定数を2とし、会員の中より選出する。
- 2 幹事は、ブロックごとにブロック代表幹事を選出する。
- 3 幹事の任期は1年とする。
- 4 事務局は都市機構本社とし、社団法人全国市街地再開発協会がこれを支援する。

#### (監查)

- 第8条 監査は、定数を2とし、全国会議において会員の中より選出する。
- 2 監査の任期は1年とする。

#### (運営)

第9条 協議会は、全国会議、幹事会議及びブロック会議によって運営する。

#### (全国会議)

- 第10条 全国会議は、全会員をもって構成する。
- 2 全国会議は、協議会代表が招集するものとし、毎年1回開催するほか、必要に応じて開催することができる。

#### (幹事会議)

- 第 11 条 幹事会議は、協議会代表、協議会副代表、幹事及び事務局をもって構成し、必要により他の ものを参加させることができる。
- 2 幹事会議は、協議会代表がこれを招集する。
- 3 幹事会議は、協議会の目的を遂行するために必要な事業の推進にあたる。

#### (ブロック会議)

- 第12条 ブロック会議は、別表のブロックごとに設置する。
- 2 ブロック会議は、必要に応じてブロック代表幹事がこれを招集する。
- 3 ブロック代表幹事は、協議会に関する事項についてブロック内の連絡及び調整を行い、ブロック 会議を代表する。
- 4 ブロック会議の事務は、ブロック代表幹事がこれを行う。

#### (部会)

- 第13条 第3条にかかげる事業の遂行のために、必要に応じて協議会に部会を設置することができる。
- 2 部会の構成、組織及び運営は、幹事会議において定める要綱による。

#### (関係省庁の協力)

第 14 条 協議会は、第 3 条にかかげる事業の遂行のために、国土交通省に対して必要な協力を求める ものとする。 (運営費)

第15条 協議会の予算は事業計画の中で定め、年会費及び会議分担金等により運営する。

- 2 会員が負担する年会費は金20,000円とする。ただし、独立行政法人住宅金融支援機構及び都市機構は、金80,000円とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、部会の要綱で特に定めた会員については年会費を減額することができる。
- 4 前二項の規定にかかわらず、住宅市街地の整備に関係する甚大な災害に被災した会員については 年会費を免除することができる。
- 5 前<u>二</u>項の規定にかかわらず、住宅市街地の整備に関係する公益法人等は、次に掲げる事項のいず れかに該当する場合は年会費を免除する。
  - 一 母体の地方公共団体が協議会の会員である。
  - 二 すまいづくりまちづくりセンター連絡協議会に参加している。

(会計年度)

第16条 協議会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(改正等)

第17条 この規約に定めのない事項及び規約の改廃は、全国会議の議を経てこれを行う。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成2年12月12日から施行する。

(経過措置)

第1条 第6条第3項に定める任期については、平成8年度に限り1年とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成16年6月24日から施行する。ただし、第4条中「都市基盤整備公団」とあるのは「独立行政法人都市再生機構(以下「都市機構」という。)」とし、第7条、第15条及び第12条別表中「都市基盤整備公団」とあるのは「都市機構」として、平成16年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成17年6月23日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成19年6月7日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成22年6月17日から施行する。

## <u>附 則</u> (施行期日)

第1条 この規約は、平成23年6月23日から施行する。

### 平成23年度役員選出 (案)

(ブロック	会議によ	る選出)
-------	------	------

① 幹事 \*:ブロック代表

北海道・東北ブロック 北海道\* 青森県 関東・甲信ブロック 群馬県\* 東京都 東海・北陸ブロック 浜松市 愛知県\* 近畿ブロック 奈良県\* 堺市 中国・四国ブロック 愛媛県\* 鳥取県 九州ブロック 大分県\* 福岡市

#### (部会による選出)

② 部会幹事 住市総事業部会 密集事業部会 街なみ事業部会 北海道・東北ブロック 岩手県 秋田県 宮城県 関東・甲信ブロック 神奈川県 横浜市 川崎市 横須賀市 川口市 新宿区 千葉県 千葉市 渋谷区 板橋区 東海・北陸ブロック 名古屋市 愛知県 石川県 近畿ブロック 滋賀県 和歌山県 京都府 京都市 神戸市 中国・四国ブロック 広島市 愛媛県 広島県 九州ブロック 福岡市 鹿児島県 大分県

#### (全国会議による選出)

③ 協議会代表 大阪市 東京都 ④ 協議会副代表 神戸市

愛知県

⑤ 監 査 栃木県

福井県

⑥ 部会長 · 住市総事業部会 広島市

> • 密集事業部会 秋田県

> 街なみ事業部会 京都府

### 議題 6

### 平成24年度 住宅市街地整備関係政府予算に対する要望事項

### 住宅市街地総合整備事業(拠点開発型)【旧住市総】

No	要望事項	要旨	ブロック
1	国庫補助予算の確保(配分) 	市町財政の厳しいおり、住宅市街地総合整備事業(拠点型)の計画的な推進のため、事業 主体が必要とする額の予算確保と配分をお願いしたい。	近畿
1	都市・地域再生緊急促進事業の継続	都市・地域再生緊急促進事業は、「一度補助採択された地区については、各年度の本体事業の予算枠のなかで補助を行うこととなる(H21.1.13付けQ&Aより)。」とされているものの、本制度の継続が事業推進のうえで不可欠であることから、その竣工年度までの確実な制度継続をされるよう要望するもの。	九州
	21世紀都市居住緊急促進事業の着手 期限の延長	21世紀都市居住緊急促進事業は、平成23年度までに着手するものに限られているところであるが、景気低迷等の影響を受けるなか、本制度が継続して実施されることが事業推進のうえで不可欠であることから、要件である着手期限を見直し、これを延長されるよう要望するもの。	

### 住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)【旧密集】

No	要望事項	要旨	ブロック
	安呈事項 制度拡充 (防災街区整備事業)	要目 個別利用区の最低面積100㎡を引下げていただきたい。 密集市街地では敷地面積100㎡以下で暮らしている方がほとんどなので、敷地を取得したい 方は費用の自己持ち出しが多くなるため、事業協力を得ずらい。 都市計画決定時に最低面積を設定(例:65㎡以上)できるようにしてほしい。	関東・甲信
2	制度拡充 (税制)	道路・公園事業について、収用事業に準じる5,000万円控除ができるようにしてほしい。 道路拡幅に伴い、残地部分を公園用地として取得する場合、道路部分と公園部分に異なる 税制を適用することは地権者の理解を得ずらい。	関東・甲信
3	  国庫補助予算の確保(配分) 	社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金住を活用する、住宅市街地総合整備事業(密集型)の計画的な推進のため、事業主体が必要とする国庫補助金を確保・配分されるよう要望する。	近畿
4		■要望理由 平成19年の密集法改正により、URに対して都市再生住宅の新規建設の要請が可能となったが、建設用地の確保や新規住宅の空家リスクなど、新規建設は課題が多い。また、現行の住市総事業の家賃補助制度は、事業により整備された賃貸住宅への再入居が前提であり、他の民間賃貸住宅へ入居する場合は、その家賃補助制度を活用することができない。そこで、従前居住者用住宅として、既存のUR賃貸住宅の空家住戸を活用することにより、都市再生住宅の建設時期や場所に左右されることなく、移転先の選択肢を広げ、密集市街地における老朽住宅の建替促進に繋げることが可能となる。  ■制度概要(案)  ○対象者:住宅市街地総合整備事業の実施により住宅を失う高齢者等世帯及び一般世帯(ただし、建替え前の住宅に2年以上入居していること) ○減額家賃対象住宅:既存UR賃貸住宅 ○家賃補助期間:一般世帯・・・5年(~10年) 高齢者等世帯・・・終身 ○減額対象家賃:UR賃貸住宅(市場家賃)と応能応益家賃(又は従前家賃)との差額	近畿
5	21世紀都市居住緊急促進事業の拡充 または新規制度創設	転出所の従前家賃 転出先である URの家賃 転出版の状前家賃 転出先である URの家賃 転出版 ・重点密集市街地の小規模の共同建替えや協調建替えを対象に、上乗せ補助として、国が100%直接補助する事業を創設していただきたい。・「21世紀都市居住緊急促進事業」を活用するには、技術基準で定められた居住水準(住宅の平均床面積は、75㎡/戸以上等)を満足する必要があるが、重点密集市街地で実施される事業に限り、その要件を一部緩和し、35㎡/戸以上を補助対象とするなど重点密集市街地の地域特有の事情に即した制度に見直す。	近畿

		次の事項について、新たな補助事業を創設、または、補助事業の制度拡充により対応していただきたい。 ・建替促進事業における誘導建替え及びまちづくり建替えの階数要件の撤廃 ・地域の避難路となる主要生活道路の整備に伴い、一定の基準を満たした建築物に建替える場合の設計費に対する補助の創設 ・まちかど広場の維持管理運営費用に対する補助の創設	近畿
7	(愛媛県)	本県における当該事業については、住民の理解を得ながらH8年から順次計画的に行われているが、事業費の確保が困難な場合には、事業の継続に支障をきたすことから、事業主体が必要とする国費の確保と配分が必要である。	中国·四国

### 街なみ環境整備事業

No	要望事項	要旨	ブロック
1	歴史的風致形成建造物、景観重要建 造物の支援充実について	歴史的風致形成建造物、景観重要建造物等のさらなる支援充実を要望する。 今回の東北地方太平洋沖地震により、歴史的風致形成建造物や景観重要建造物の指定建 造物あるいは指定予定の建造物が被災し、取り壊される危惧が生じている。特に歴史的価 値のある蔵の土壁や屋根瓦の被災は甚大であり、所有者がこの被災を契機に取り壊す動き も生じている。このまま放置すれば、地域固有の歴史的風致や地域景観が崩壊し、住環境 の個性が失われていきます。このような状況に対応するため、災害復旧では該当しない分野 での支援・充実を要望する。	北海道·東北
2	歴史的建造物等に対する支援の充実 について	歴史的建造物等に対する支援の充実を要望する。(「平成24年度政府予算に対する要望」であるが、平成23年度の早期実現を要望。) 歴史的景観を有する観光都市として長年取り組んできた本市においては、まちなかに多数点在する歴史的価値の高い建造物は、景観に配慮されたまちづくりの「核」としての重要性のみならず、「まちなか観光」における観光資源としても非常に重要な役割を果たしている。この度の東北地方太平洋沖地震により、本市の歴史的建造物の多くが被災し、取り壊しの危機に直面している。特に歴史的価値の高い土蔵の被災は甚大であり、所有者は、改修に多額の費用を要することから、これを契機に取り壊す恐れが高まっているところ。このような状況の下、本市においては地元の建築士等の協力を得ながら、歴史的建造物の被害調査等を行い、約65百万円(急を要する案件のみ)の工事費用を要する結果が得られた。仮に取り壊し等が進めば、地域固有の歴史的景観が失われるだけでなく、今後の地域の復興を考えた場合、観光資源としての歴史的建造物の損失が地域経済に与える悪影響は極めて大きいことから、調査及び改修に要する費用に対する新たな支援・充実を要望する。	
3	街なみ整備事業に係る補助項目の拡充	地区施設整備のうち、住環境整備のために新たに設ける道路については、制度要綱第4号第1号以外の区域も補助対象としていただきたい。	東海·北陸
4	歴史的風致維持向上計画に記載のある事業を補助対象に追加すること	歴史的風致維持向上計画の認定を受け、景観・歴史的環境形成総合支援事業補助により、事業を進めてきたが、国土交通省の行政事業レビューにより、一旦廃止という結果が出て、縮小傾向であると聞いている。ついては、①事業目的が類似している②事業地区要件になっている(3号区域要件)③現補助対象になっている項目がある(街なみ整備事業・歴史的風致形成建造物整備、街なみ整備助成事業・歴史的風致形成建造物整備、街なみ整備助成事業・歴史的風致形成建造物整備)ということから、歴史的風致維持向上計画に記載のある事業を街なみ環境整備事業の補助対象に追加していただきたい。	東海·北陸
5	国庫補助予算の確保(配分)	社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金住を活用する、事業の計画的な推進のため、事業主体が必要とする国庫補助金を確保・配分されるよう要望する。	近畿
		施設整備費における交付対象を、外部修景だけでなく、建築物を維持するために実施する構造補強(内装工事を除く。)も本体改修費用として認めるよう制度の拡充をしていただきたい。	近畿
		現行制度では、街なみ環境整備事業の区域内において、建物等のない民有地で住環境を改善するための間接補助のメニューがない。 共同建替等を伴わない場合でも、民間所有の土地で公共に開かれた地区施設等(道路、通路、広場、防火水槽、集会所など)を民間施工で整備するものについては、基幹事業における助成事業として適用されるよう、制度の拡充を要望する。	近畿
8	継続事業の予算確保(岡山県)	街なみ環境整備事業を現在実施している市町村については、当該事業の計画期間が終了するまでの間、事業実施に必要な予算を確保していただきたい。	中国•四国
9	継続事業の予算確保(徳島県)	平成22年度より従来の補助金事業は社会資本整備総合交付金へ移行となり、平成24年度からは市町村分についても地域自主戦略交付金(仮称)の対象となる予定であるが、現在街なみ環境整備事業を実施している市町については、当該事業の計画期間が終了するまでの間、事業実施に必要な予算の確保をお願いする。	中国•四国
10	継続事業の予算確保	継続実施している事業については、当該事業の計画期間が終了するまで必要な予算を確保していただきたい。	九州
		0.40	

### 市街地再開発事業

No	要望事項	要旨	ブロック
1	国庫補助予算の確保(配分)	市街地再開発事業の計画的な推進のため、事業執行のための必要額の予算確保と配分をお願いしたい。	近畿
	までの初期段階における合意形成を支	マンション建替タイプでは、建替えの推進について4/5以上の賛成を得ていること(建替え推進決議)を要件とした調査設計計画費の助成制度が設けられているが、円滑な合意形成による建替えを支援するためには、建替え推進決議に至るまでの初動期の検討を行うマンション管理組合等に対しても、その検討費用を助成する必要があると考える。	近畿
3	補助事業に係る予算確保(岡山県)	市街地再開発事業では、資金計画上、補助金が貴重な財源(事業収入)となっており、継続事業及び新規事業の円滑な推進を図るため、予算の確保をお願いしたい。	中国·四国
	市街地再開発事業の附帯事務費について(広島県)	平成22年度から、公共事業に係る補助金の事務費が廃止となっており、市街地再開発事業の施行者の附帯事務費についても、対象外となっている。 市街地再開発事業事業完成後の再開発ビルは、市場における競争力を確保しなければならず、より一層の床価格の低減が求められている。 また、市街地再開発事業の施行にあたっては、求められる各種法令の手続きも多く、それらに要する資料作成や委託等の費用を附帯事務費により賄っていた。このため、附帯事務費が交付対象外となることは、事業採算の圧迫・資金計画の悪化につながり、床価格が上昇することにより、保留床の処分若しくは取得運営が困難な状況となる。 したがって、より安定的な市街地再開発事業の実施のため、附帯事務費を交付対象とすることが大変有効。	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田
5	事業費に見合う国費の確保 (愛媛県)	本県における市街地再開発(優良建築物等整備事業)を実施している市については、各々の事業が市の中心市街地でおこなわれており、事業費の確保が困難となり、事業が延伸した場合、地元商店街など地域経済に与える影響が非常に大きいことから、当該事業の計画期間が終了するまでの間、事業実施の予算確保が必要である。	中国・四国

# まちづくり交付金(要望なし)

### 事業名:優良建築物等整備事業

No	要望事項	要旨	ブロック
	共団体が施行者に交付する補助金の2 分の1以内で、かつ、当該費用の3分の 1以内となっているが、地方公共団体の	事業主体である市及び、事業主体である市を支援する県、共に財政状況が厳しい状況であり、今後、制度要綱上の上限の当該費用の3分の1を補助できない可能性がある。この場合、地方公共団体の補助額に連動して国庫補助金も減る可能性があり、民間施行者の負担が増える恐れもあるため、是非地方公共団体の補助金の増減にかかわらず、一律当該費用の3分の1の国庫補助金の支援をお願いしたい。	北海道·東北
2	国庫補助予算の確保	社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金住を活用する、優良建築物等整備事業の計画的な推進のため、事業主体が必要とする国庫補助金を確保・配分されるよう要望する	近畿

### 事業名:住宅・建築物安全ストック形成事業

No	要望事項	要旨	ブロック
	住宅・建築物の耐震改修の補助率の拡充、補助要件の撤廃	■要望理由 ・東海地震や東南海・南海地震や上町断層帯による直下型地震の発生が危惧されるなか、建築物の耐震化促進は、喫緊の課題である。平成18年には、国土交通省より「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」が示され、住宅・建築物の耐震化率を平成27年度までに9割とする目標が掲げられた。さらに、平成23年3月に住生活基本計画が見直され、平成32年度までに住宅の耐震化率を95%とする目標が掲げられた。これらの目標達成には、耐震化のスピードアップが必要である。 ・住宅・建築物の耐震改修は、所有者にとって費用負担が非常に大きいことから、補助率の引き上げなど、公的支援の充実が必要不可欠である。こうしたことから、ほぼすべての政令市において、社会資本整備総合交付金を活用し、住宅・建築物安全ストック形成事業補助金交付要綱に定める補助率以上の補助率により、事業を実施している状況にある。  ■要望概要  ○補助率を1/2に拡充  ○特定行政庁による勧告要件の撤廃	近畿
2	市設建築物の耐震改修補助の市負担分への起債充当率の拡大	■要望理由 ・東海地震や東南海・南海地震や上町断層帯による直下型地震の発生が危惧されるなか、建築物の耐震化促進は、喫緊の課題である。平成18年には、国土交通省より「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」が示され、住宅・建築物の耐震化率を平成27年度までに9割とする目標が掲げられた。目標達成には、耐震化のスピードアップが必要である。  ■要望概要  ○市設建築物の耐震改修補助の市負担分について起債の100%充当	近畿